

駒ヶ根市地域見守り活動に関する協定書

(以下「甲」という。)と駒ヶ根市(以下「乙」という。)は、地域見守り活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、地域での見守り活動を行ない、虐待、特殊詐欺、犯罪等による被害防止、認知症の早期発見、又は緊急事態の早期発見を助けることにより、高齢者、障がい者、子ども等の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう適切な支援につなげることを目的とする。

(対象地域)

第2条 本協定の対象地域は、駒ヶ根市全域とする。

(取組内容)

第3条 甲は、日常の業務を通じて異変を察知した場合、自らの業務に支障のない範囲で、乙へその状況の連絡に努めるものとする。ただし、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。なお、異変を察知する場合としては、乙は別に基準を示す。

2 乙は、第1項の連絡を受けた場合、速やかに異変の確認を行い、必要な対応をとるものとする。

3 甲は第1項の通報を行った場合、又は行わなかった場合においても、その後に生じた問題について、その責を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

事業所又は団体名

代表者

印

乙 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市長 伊藤 祐三